



新型コロナウイルスとの共生が可能な社会に

2020年1月中国武漢市で発生したとされる新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）について、同年3月1日に厚労省は「日本国内で感染確認された人のうち8割は他に感染させず、症状のある人も8割は軽症」という公式見解を示しました。しかし社会は禍々しさを増し、4月7日に緊急事態宣言（5月25日に全面解除）の後も社会は混乱と分断の一途を辿っています。

新型コロナ 感染症法1類的取り扱い見直しへ

新型コロナは、まず**1月28日の政令***で、感染症法の「指定感染症」に指定され、2類相当（結核、SARS等）ということで、入院勧告や入院費の公費負担、保健所への届け出、指定医療機関のみが診療すること等が決められました。

※内閣が制定する命令

その後、**2月13日の政令**では、無症状の人も新型コロナ患者とみなして、入院措置の対象とするということが追加で決められました。2類感染症の場合、無症状者は患者扱いができませんので、2月の政令は新型コロナを1類（エボラ出血熱、ペスト等）の感染症と同じ扱いしたものです。そのため、新型コロナは2類相当でありながら、実質的には1類の取り扱いになっており、無症状や軽症の人も指定医療機関の対処が必要なため、たえず医療崩壊が危惧されてきました。

◎安倍首相辞任会見のあった8月28日、この2月の政令を見直すことで、新型コロナを1類的な取り扱いからはずす事等が決められました。（軽症者や無症状者の入院措置対象の見直し等）

季節性インフルエンザ（5類）の例年状況と新型コロナ

季節性インフルエンザ（感染症5類）

感染者数	1458万人*
死者数	3325人
間接死	約1万人*

※推計：2017年第36週～2018年第17週シーズン

新型コロナウイルス（感染症2類相当）

感染者数	6万6423人*
死者数	1255人
間接死	上項目数を分類せず

※2020年8月29日現在

新型コロナ 対策の目的は「貴重な命を守る事」

新型コロナパニックによって戦後最大の経済苦境が訪れており、倒産・失業等に伴う自死問題についても最大の注意をはらう必要があります。また、社会の機能維持に不可欠な医療・介護従事者、保育士、スーパー・コンビニの店員、運輸業関係の方々や、草の根で音楽・芸術等の文化活動を担うの方々、そして地域商店街等「自衛できない」の方々への継続的な応援が必要です。

田中は行政に先駆け、5月の段階で地域商店主・有志の皆様と協力・連携し、**独自の地域プレミアム付商品券を企画・発行**しました。新型コロナパニック後も住み暮らす街のために、今後も積極的な取り組み等を進めます。

【田中じゅんじ】



田中淳司（たなか・じゅんじ）プロフィール 1974年7月11日尼崎市生まれ 血液型O型
慈愛幼稚園・七松小・日新中・（現）関西大学北陽高卒業。前尼崎市議、市民オンブズ尼崎代表世話人、防災士、ひょうご防災リーダー。2012年丸尾まき県議らと尼崎初の地域政党を結成。



フェイスブック随時更新中!

<https://www.facebook.com/tanakajunge/>



最高裁 違法確定！尼崎市会 新政会、維新の会 政活費

2017年2月に市民オンブズ尼崎（田中は代表世話人）は、尼崎市議会新政会（一部メンバーはあまがさき志誠の会に移行）、維新の会が、**政務活動費を100%使って発行する会派広報紙**に、顔写真や名前、プロフィール等が自己宣伝のためにデカデカと大きく掲載されており、調査研究活動ではなく、**支出が禁止されている選挙・後援会活動にあたり**、会派広報紙作成費などの一部返還を求めて神戸地裁に提訴しました。

2019年8月の大阪高裁判決では、市政等の報告と合理的関連が認められない顔写真、プロフィール、会派の集合写真等の記事は、「**議員個人の周知及び宣伝をするものと評価され**」、違法部分を面積按分で求め、新政会に対し116万951円、維新の会に対し24万6625円を返還請求することを、稲村和美尼崎市長に求めました。しかし市長は、その判決を不服だとして最高裁に上告しましたが、2020年3月24日最高裁はその上告を棄却したため、大阪高裁の判決が確定判決となりました。

違法が確定した会派と所属市議名（当時）

維新の会：光本けいすけ/久保高章/楠村信二/長崎ひろちか

新政会：波多正文/北村保子/丸岡てつや/上松圭三/岸田光弘/津田かずお/丸山たかひろ/
かみむら富昭/寺坂よしかず/寺本はつみ/高岡一郎（故人）/荒木伸子（故人）

稲村尼崎市長 監査制度を破壊？

上記判決確定後の4月21日、違法判決と同様の会派広報紙に関しても、支出した公費の返還を求める住民監査請求を行い、6月19日に尼崎市監査委員は、会派報発行費用約160万円のうち約9万円を違法な支出と認め、市長が当該会派から取り戻すよう勧告しました。ところが稲村市長は違法支出とされた公金の返還を求めないという、前代未聞の行動に出ました。市民オンブズ尼崎（田中は代表世話人）はこの事態に対し、8月3日付で尼崎市長へ抗議文を提出しました。この暴挙については、今後も追及したいと思います。【田中じゅんじ】

尼崎市会会派「あまがさき志誠の会」陳情審議やめます!?

尼崎市議会には市の様々な事柄について、住民から直接、問題提起や意見を言う事等ができる「陳情」という制度があります。これまで市民が思い願う様々な提案が「陳情」を使って行われ、市議会で審議されてきました。

その制度を実質的になくし、**紹介議員がいなければ**審議されない「請願」制度に一本化するという提案が会派「あまがさき志誠の会」から行われました。コロナパンニックによって苦しむ住民や現場の意見を聴き速やかに審議しなければならぬ時に、信じられない「上から目線」な提案です。

市民オンブズ尼崎（田中は代表世話人）は、**陳情制度の運用を変更せず、これからも市民からの陳情を誠実に審議する事**を求める趣旨の陳情書を9月に提出し、ネットでの署名活動も開始しました。どうか皆様の力をお貸し下さい。よろしくお願ひ致します。【田中じゅんじ】

CHANGE.org

<http://chnng.it/4MYgRkkW>



陳情審議しない趣旨提案をした会派「あまがさき志誠の会」所属市議名

丸岡てつや/佐野つよし/林ひさひろ/波多正文/北村保子/上松圭三/岸田光広/小西いつお

発行：田中じゅんじとじゅんせいクラブ（田中じゅんじを応援する会）

〒660-0052尼崎市七松町1-13-23-202

✉ メールアドレス tanakajunzi@yahoo.co.jp

田中じゅんじの
活動支援カンパのお願い

振込先

口座番号：00960-6-233743

口座名義：タナカジュンジトジュンセイクラブ

（郵便局の払込取扱票をお使い下さい）